

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

国民健康保険料額通知書の発送

5年度の保険料額通知書を6月14日(水)に世帯主宛てに発送します。保険料は、6月期～6年3月期の10回に分けてお支払いいただきます。

保険料の全部または一部納付書払いの方には、一括分と各期分の納付書を同封します。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

外国籍の方も国民年金に加入が必要です

日本在住の20～59歳の方は、国籍に関係なく国民年金に加入することが法律で義務付けられています(厚生年金加入者・厚生年金加入者に扶養されている配偶者を除く)。

国民年金保険料を10年以上納めた等の条件を満たすと、原則65歳から老齢基礎年金が支給されます。また、病気やけがで重い障害が残ったとき等には障害基礎年金、働き手が亡くなったときには遺族基礎年金が支給されます。

なお、日本と社会保障協定を結び、年金制度の二重加入の防止や、両国の年金制度の加入期間を通算して年金が受けられるような仕組みを設けている国もあります。

また、保険料納付済期間が6カ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない外国籍の方は、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

☎加入手続き等=国保年金課国民年金係 ▶ 社会保障協定・脱退一時金=杉並年金事務所 ☎3312-1511

生活・環境

環境影響評価書案に係る見解書の縦覧等

下記の事業について、「東京都環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント(環境影響評価)関連図書である見解書の縦覧・閲覧を実施します。

☎(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 ▶ 縦覧期間=6月2日(金)～21日(水)(各縦覧場所の休業日等を除く) ▶ 縦覧場所=都環境局総務部環境政策課(新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎)、都多摩環境事務所管理課(立川市錦町4-6-3都立川合同庁舎)、中野区環境課(中野区中野4-8-1)、区環境課(区役所西棟7階)、区民事務所、図書館

◆公述人の募集

都民の意見を聴く会(7月14日(金)実施予定)で、環境保全の見地からの意見を述べる公述人を募集します。☎25名程度(抽選) ☎「環境保全の見地からの意見」(様式自由)に事業名、氏名、住所、電話番号、法人その他の団体は団体名・代表者名・事務所または事業所の所在地を書いて、都環境局総務部環境政策課(〒163-8001新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎)へ郵送・持参。または都環境局ホームページから申し込み/申込期間=6月8日～22日(消印有効) ☎公述人の申し出がない場合は中止

☎都環境局総務部環境政策課 ☎5388-3453、区環境課庶務係

施設情報

図書館の臨時休館

特別整理(蔵書点検)を行うため、下表のとおり臨時休館します。臨時休館中、当該図書館の本などは通常どおり予約できますが、貸し出しまでに時間がかかる場合があります。

| 図書館名 | 休館期間 |
|---------------|-----------------|
| 方南 ☎5355-7100 | 6月19日(月)～22日(木) |
| 柿木 ☎3394-3801 | 6月26日(月)～29日(木) |
| 成田 ☎3317-0341 | 7月10日(月)～13日(木) |

☎各図書館

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区職員

◆看護師Ⅱ類

☎勤務場所=保育園・障害者(児)福祉施設等 ▶ 資格=昭和54年4月2日以降に生まれ看護師の免許を有する方(令和6年3月31日までの取得見込みを含む)

▶ 募集人数=若干名 ☎申込書(人事課人事係(区役所東棟5階)・区民事務所・地域区民センター・図書館・保健センター・就労支援センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、6月30日までに同係へ簡易書留で郵送・持参

◆技能Ⅵ(ごみ収集作業等)

☎勤務場所=杉並清掃事務所 ▶ 資格=平成元年4月2日～18年4月1日に生まれた方 ▶ 募集人数=若干名 ☎申込書(人事課人事係(区役所東棟5階)・区民事務所・地域区民センター・図書館・杉並清掃事務所・就労支援センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、6月30日までに同係へ簡易書留で郵送・持参

…… いずれも ……

☎採用予定日=6年4月1日以降 ▶ 選考日=7月16日(日) ☎人事課人事係

会計年度任用職員(臨時) 児童指導補助

☎登録期間=申し込みから1年間 ▶ 勤務期間=1・2カ月間(勤務日は応相談) ▶ 勤務日時=月16日以内(1日7時間45分)または月20日以内(1日2～6時間)。午前8時～午後7時15分のうち勤務場所の指定する時間 ▶ 勤務場所=区立児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ ▶ 資格=18歳以上の方(高校生を除く) ▶ 報酬=時給1138円。保育士・教諭・社会福祉士資格取得者または関連学部(心理・教育・社会・福祉・児童)卒業者1222円(いずれも4月1日現在) ▶ その他=交通費支給(上限あり) ☎申込書(区ホームページから取り出せます)を児童青少年課管理係(〒167-0051荻窪1-56-3児童青少年センター(ゆう杉並)内)へ郵送・持参 ☎同係 ☎3393-4760 ☎区役所関係の会計年度任用職員経験者は職歴に記入。継続して登録を希望する場合は再度応募が必要。欠員が生じた場合等に書類審査・面接により決定

各種相談

| 内容 | 日時・場所・対象・定員ほか | 申し込み・問い合わせ |
|------------------------|---|---|
| 住まいの修繕・増改築無料相談★ | ☎時月・金曜日、午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー | ☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課 |
| 建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★ | ☎6月6日(火)・20日(火)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参 | ☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当 |
| マンション管理無料相談 | ☎6月8日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー ☎区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☎3組(申込順) | ☎杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係 |
| 行政相談★ | ☎6月9日(金)午後1時～4時 ☎区政相談課(区役所東棟1階) ☎国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談 | ☎区政相談課 |
| 行政書士による相談 | ☎6月9日(金)午後1時～4時 ☎相談室(区役所西棟2階) ☎相続・遺言・離婚・金銭問題等書類手続きに関する事 ☎6名(申込順) ☎1人30分 | ☎電話で、6月2日から東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537(午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)) |
| 住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★ | ☎6月14日(水)午後1時～4時 ☎区役所1階ロビー ☎図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参 | ☎区市街地整備課耐震改修担当 |
| 専門家による空家等総合無料相談 | ☎6月15日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☎住宅課相談室(区役所西棟5階) ☎区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ☎各1組(申込順) ☎1組45分 | ☎電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス/申込期限=6月13日 ☎同係 |
| 不動産に関する無料相談 | ☎6月15日(木)午後1時30分～4時30分 ☎区役所1階ロビー | ☎電話で、東京都宅地建物取引業協会第10ブロック ☎6407-9152(午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)) ☎同団体、区住宅課 |
| 弁護士による土曜法律相談 | ☎6月17日(土)午後1時～4時 ☎相談室(区役所西棟2階) ☎12名(申込順) ☎1人30分 | ☎電話で、専門相談予約専用 ☎5307-0617(午前8時30分～午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)/申込期間=6月12日～16日 ☎同課 |

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 内容 講師 対象 定員 費参加費(記載のないものは無料) ☎申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎問い合わせ ☎その他 ☎Eメールアドレス ☎ホームページアドレス

募集します ※応募書類は返却しません。

まちづくり景観審議会の区民委員

「杉並区まちづくり条例」と「杉並区景観条例」に定められたまちづくりや良好な景観づくりに関する事項を審議します。

【任期】7月29日～7月28日 ▶ **募集人数**=3名以内
 【区内在住】18歳以上の方（別の審議会等の委員を除く）
 【小論文】「私の考える『これからの杉並のまちづくり』」（様式自由。800字程度）に住所・氏名（フリガナ）・年齢・性別・電話番号・職業・資格も書いて、6月21日までに都市整備部管理課庶務係
toshi-kanri@city.suginami.lg.jpへ郵送・Eメール・持参
 【同僚】結果は応募者全員に通知

ファミリーサポートセンター協力会員

【保育園・学童クラブなどへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かりなど（会員宅や児童館などで）▶ **謝礼**=1時間800円（早朝・夜間1000円）
 【区内または区に隣接する区市在住の20歳以上で、研修に参加できる方】
 【電話】杉並区社会福祉協議会杉並ファミリーサポートセンター ☎5347-1021
 【会員登録後、6月6日(火)・7月5日(水)に研修あり

その他

東京都介護支援専門員実務研修受講試験

【試験日】10月8日(日) ▶ **受験要項（申込書）配布期間**=6月30日まで ▶ **配布場所**=介護保険課事業者係（区役所東棟3階）、地域包括支援センター（ケア24）、都庁（新宿区西新宿2-8-1）
 【申込書を専用封筒で、6月30日（消印有効）までに東京都福祉保健財団へ簡易書留で郵送
 【同財団人材養成部介護人材養成室 ケアマネ試験担当 ☎3344-8512

6月4日～10日は「危険物安全週間」です

身の回りの消毒用アルコールやアルコール度数の高いお酒、ヘアスプレー、化粧品等には危険物に該当するものがあります。取り扱いについては、次の点に注意しましょう。

- ・火気の近くでは使用しないようにしましょう
- ・詰め替えを行う場所では換気を行いましょう
- ・直射日光が当たる場所等に保管することはやめましょう
- ・正しい方法で廃棄しましょう

◆東京消防庁火災予防標語

「目で確認 声出し確認 火の用心」
 （作者=岩崎公瑠美さん〈清瀬市在住〉）
 【杉並消防署 ☎3393-0119、荻窪消防署 ☎3395-0119

在宅患者の使用済み注射針の回収

杉並区薬剤師会では、自己注射をしている方が自宅で使用した注射針を安全に廃棄できるよう、注射針を購入した薬局で使用済み注射針を回収しています。安全でないと判断された場合には回収できないことがあります。

「使用済み注射針回収薬局」の表示（下図）のある薬局で注射針を購入すると、保管容器が渡されます。注射針を使用したら、使用済み注射針を保管容器に入れて保管してください。保管容器がいっぱいになったら、注射針を購入した薬局へお持ちください。

表示のない薬局で購入した場合は、購入先にご相談ください。
 【杉並区薬剤師会 ☎3393-3080



区役所の節電にご理解ください

区では、施設利用者の健康確保等に留意しつつ、区施設での省エネルギー・節電の実践に取り組んでいます。実施期間は、6月1日～9月30日です。
 【照明の一部消灯・減光、室温は28度を目安に設定、職員の軽装勤務（5～10月）、エレベーターの一部停止（7～9月。一部区施設を除く）
 【環境課計画推進係、経理課庁舎管理係、人事課人事係

参加者募集!

区立施設再編整備計画の検証に関する意見交換会 ～未来へつなぐ公共施設のカタチ

「杉並区立施設再編整備計画」については、区民意見等を踏まえて、これまでの取り組みの検証等を行い、今後の方向性を決定します。この検証の一環として、意見交換会を実施します。

意見交換会では、今後の再編整備の方向性についての意見交換やワークショップ等を実施します。

- 参加者は、本募集による方のほか、無作為抽出した2000名にご案内した上で、応募された方の中から抽選により選出します。

【会場】右表のとおり
 【区内在住・在勤・在学】18歳以上の方
 【各30名程度（抽選）】
 【電話または直接、企画課施設マネジメント担当 ☎5307-0348。またはLoGoフォーム（右2次元コード）から申し込み／
申込期限=6月13日
 【託児・要約筆記・手話通訳あり（事前申込制）】。結果は当選者のみに6月23日までに通知。車での来場不可



| 地域名 | 日時 | 場所 |
|------|--------------------|------------------------|
| 高井戸 | 7月1日(土)午後2時～4時30分 | 高井戸地域区民センター（高井戸東3-7-5） |
| 阿佐谷 | 7月5日(水)午後6時～8時30分 | 阿佐谷地域区民センター（阿佐谷北1-1-1） |
| 方南和泉 | 7月6日(木)午後6時～8時30分 | 永福和泉地域区民センター（和泉3-8-18） |
| 西荻 | 7月8日(土)午後2時～4時30分 | 西荻地域区民センター（桃井4-3-2） |
| 井草 | 7月11日(火)午後6時～8時30分 | 井草地域区民センター（下井草5-7-22） |
| 高円寺 | 7月14日(金)午後6時～8時30分 | 高円寺学園（高円寺北1-4-11） |
| 荻窪 | 7月15日(土)午後2時～4時30分 | 荻窪地域区民センター（荻窪2-34-20） |

6月7日(水)午前11時ごろ

防災行政無線を用いた情報伝達試験の実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達を確実に行うため、防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達試験を行います。

※Jアラートとは、国から緊急情報（地震・武力攻撃等）が発信されると、区の防災行政無線から自動的に放送されるシステムです。

放送内容

- ① チャイム音
- ② 「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）
- ③ 「こちらは、ぼうさいすぎなみです」
- ④ チャイム音

【危機管理対策課・防災課】

ご協力をお願いします

令和5年5月能登地方地震災害義援金

◆日本赤十字社での受け付け

【受付期間】 9月29日まで
 【入金方法】 「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00110-0-364142 口座加入者名 日赤令和5年5月能登地方地震災害義援金」へ振り込み
 ※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振込手数料はかかりません。

◆区役所にも義援金箱を設置します

【設置期間】 9月29日まで
 【設置場所】 保健福祉部管理課地域福祉推進担当（区役所西棟10階）／休業日を除く

【保健福祉部管理課地域福祉推進担当】

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※申込期限に（消印有効）の記載がない場合は必着です。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

現況届の提出をお忘れなく

提出期限 **6月30日**

▶ 児童手当・特例給付、児童育成手当

☑子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

▶ 児童育成（障害）手当

☑障害者施策課障害者手当・医療係



児童手当・特例給付、児童育成手当、児童育成（障害）手当を受給中で、現況届の提出が必要となる方へ、現況届の用紙を発送しました。5月末現在で受給中で用紙が届いた方は、前年の所得や現在の家庭状況等を届け出る必要があります。届け出がない場合は、6月分以降の手当を受給することができません。必要書類を確認の上、提出してください。

3月16日以降に児童手当・特例給付を申請し、届け出が必要となる方は、受給認定後に順次現況届の用紙を発送します。提出期限は、同封のリーフレットをご確認ください。

児童手当・特例給付の現況届結果通知書は、前年度から支給区分に変更があった方にのみ発送します。

和田堀公園プールの利用

開場状況等の詳細は、区ホームページや、和田堀公園プールのツイッターをご確認ください。

—— 問い合わせは、スポーツ振興課施設管理係へ。



▲区ホームページ



▲ツイッター

所在地 **大宮2-2-10**

開場期間・時間 **7月1日(土)～9月10日(日)午前9時～午後6時**

利用料金 **2時間500円。4歳～中学生250円（3歳以下無料）／1時間延長につき250円。4歳～中学生130円**

その他 **同時利用人数を280名に制限**

混雑期間中の運営方法

混雑期間中（7・8月の土・日曜日、祝日）の利用には、事前予約が必要です。

- ・開場時間（入れ替え制）
午前9時～11時・11時20分～午後1時20分・1時40分～3時40分・4時～6時
- ・予約方法
電話で、7月分＝6月21日～7月30日▶8月分＝7月21日～8月27日に同プール ☎3313-4455、☎090-1563-2534、☎090-1563-2677、☎090-1563-3348（いずれも午前9時～午後6時）
- ・その他
7・8月合わせて1名につき9枠まで予約可

子どもたちの夢を応援！

次世代育成基金活用事業助成対象事業の決定

次世代育成基金活用事業助成とは、次世代育成基金を活用して、子どもたちのさまざまな体験・交流事業への参加を支援する民間法人・団体が実施する取り組みに対して助成する制度です。

5年度の活用事業助成対象事業は、以下の4事業に決定しました。事業の内容や申し込み等の詳細は、各実施団体にお問い合わせください。

—— 問い合わせは、児童青少年課青少年係 ☎3393-4760へ。



▲ボールキッズインタビュー「杉並区長に聞く！すぎなみの今」（4年度実施）

| 事業名 | 事業内容等 | 実施団体・問い合わせ |
|------------------------------------|---|---|
| すぎなみサイエンスLabo2023 | 子どもたちの疑問や問いかけについて一緒に考えながら、理科という科目を通して新たな自分を発見し、将来へのモチベーションや生きていく力につなげていきます。 時6月～6年2月 場区内施設 対小学4～6年生 定各30名（抽選） | NPO法人サイン 担当＝小山内 ✉nposign.labo@sign-ibasho.org |
| まもりうたをつくろう！ | 自分で考えた言葉をメロディーにして、世界に一つだけのオリジナルな曲をつくる作詞・作曲体験です。最後にはホールでコンサートを行います。 時7～9月（計5回） 場区内施設 対小学4～6年生 定20名（抽選） | DA/LEDA 担当＝松岡 ✉info@da-leda.org |
| わぐわぐ寺子屋プロジェクト | 事前に危険を想像し対策を練った上で、安全に対処する思考プロセスを体験・定着させることで、自分で考えて生きる力を身に付けることを目指します。 時①8月②6年2月（各2泊3日） 場①山梨県北杜市②新潟県小千谷市 対小学5・6年生 定各20名（抽選） | わぐわぐWorks 担当＝都築 ✉wagu.wagu.works@gmail.com |
| 原稿用紙に書かない！？ お笑い芸人 × 話す作文ワークショップ | 言葉で自分を表現することを楽しみ、作文への苦手意識を減らすためのワークショップです。自由な切り口や発想、パワフルで大胆な表現方法をプロのお笑い芸人と一緒に体験します。 時10～12月 場区内施設 対小学4年生～中学3年生 定各8または16名（抽選） | NPO法人マナビエル 担当＝門田 ✉info@manabi-el.org |



健康づくり表彰 候補事業所・団体の募集



区内で健康づくりに積極的に取り組み、地域に貢献する事業所・団体の表彰を行います。自薦・他薦は問いません。受賞事業所・団体の取り組み内容は「広報すぎなみ」や事例集等で紹介する予定です。
—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355へ。



表彰区分・内容

- **最優秀賞**=優秀賞の中で最も高い評価を得た取り組みを実施している事業所・団体
- **事業所部門優秀賞**=従業員や家族・地域住民などを対象にした健康づくりの取り組みを積極的に行っている事業所
- **団体部門優秀賞**=地域住民を対象にした健康づくりの取り組みを積極的に行っている団体

対事業所または活動の拠点が区内にあり、地域で健康づくりに関する活動を1年以上行っている事業所・団体。または従業員に対する健康づくりの取り組みを1年以上行っている事業所（表彰の対象となる取り組みが営利を目的とするものを除く）
☑ **推薦方法**=申請書（杉並保健所健康推進課・保健センター等で配布。区ホームページ〈右上2次元コード〉からも取り出せます）を、7月31日までに同課（〒167-0051荻窪5-20-1 ☎3391-1377）へ郵送・ファクス・持参 ☑ **推薦**は候補者の承諾が必要。受賞事業所・団体には賞状と副賞を贈呈

4年度 最優秀賞

NPO法人すぎなみのたね

●中高齢層対象の活動

認知症予防に効果的なマージャンや料理等の頭を回転させたり手先を使ったりする作業を通じて、参加者同士が交流する場を提供しています。



▲麻雀カフェ

●子ども対象の活動

調理・食事等を通じて、異世代と楽しむ機会を提供しています。

杉並区がん検診等を受診した方へ

マイナポータル上でがん検診等の結果を閲覧できるようになりました



4年度以降に受診した下記のがん検診等の結果を、マイナポータル上で閲覧できるようになりました。5年度以降のがん検診等の結果は、受診から約3カ月後以降に順次閲覧できます。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015へ。

閲覧が開始された健（検）診

- **各がん検診**（胃・肺・子宮頸・乳・大腸）の一次検診結果・精密検査受診状況
- **成人歯科健康診査**（受診時の年度末年齢が40・50・60・70歳の方の健診結果のみ）
- **肝炎ウイルス検査**（40歳以上で区民健診と同時受診した方の検査結果のみ）

健（検）診は早めに受診しましょう

毎年、区民健診・がん検診は年度の後半に混雑します。10月以降は、インフルエンザの予防接種や風邪等の流行により医療機関の繁忙期であるため、予約が取りづらくなります（特に胃内視鏡検査）。

受診券を入手したら、早めの受診をお願いします。比較的空いている6～9月の受診をご検討ください。

区民の声から



区民の皆さんから頂いた声と、それに対する区からの回答の一部を掲載します。

—— 問い合わせは、区政相談課へ。

◇回答

区では、区民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりのために、公共施設などの周辺道路を写す街角防犯カメラを330カ所に、区立小学校の通学路等に配置する通学路等防犯カメラを294カ所に設置しています。

街角防犯カメラは、今後も増設していく方向であり、4年度からは区立公園も含め、年間15カ所に設置する予定です。既存の防犯カメラの設置状況や犯罪の発生状況等を考慮し、警察署に相談し犯罪抑止効果が高い地域に設置していきます。このほか、町会・商店会・鉄道事業者・大規模小売店舗等が設置する民間の防犯カメラも、現在、区内に約1600カ所にあります。

◇防犯カメラの配備と利用について

最近増えている凶悪な犯罪の防止には、多くの防犯カメラを設置することが有効だと思います。積極的に防犯カメラを増設してほしいです。

なお、防犯カメラによって集められた情

報の管理は、個人の人権の保護等を考慮し、慎重にするべきものと思います。不正な目的や、興味本位に内部で利用することを避けつつ、他の地域でも利用できるようにすることも、望ましいことと思います。

これらの防犯カメラは、「杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例」の適用対象となっており、その管理・運用については、プライバシーなどの人権が侵害されないことがないよう、次の場合を除き、設置目的以外の利用（興味本位での閲覧等）や、第三者への提供・閲覧は禁止されています（同条例第6条）。

- ・画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- ・刑事訴訟法や弁護士法など、法令に定めがある場合
- ・生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

（担当 危機管理対策課）

◇区長からひと言

防犯カメラの設置や特殊詐欺対策、区民の皆さんの地域での防犯活動を通じて、犯罪の機会を与えない・誘発しないまちづくりに取り組んでいきます。



区政への主な意見と回答は、区ホームページ（右2次元コード）でご覧になれます。

